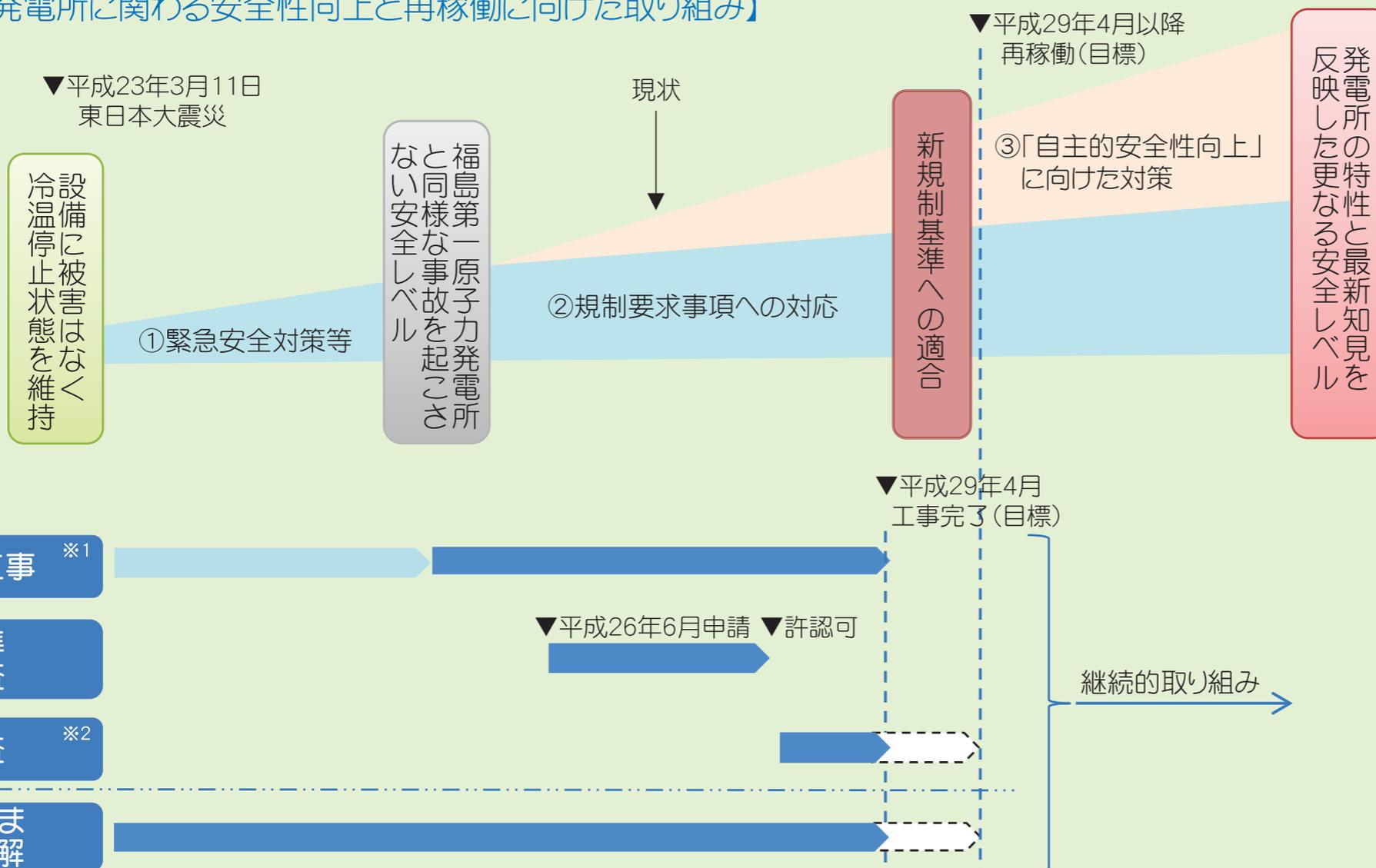


～東通原子力発電所における新規制基準への適合に向けた工程の見直しについて～

- 当社は、平成26年6月10日、原子力規制委員会に対して、東通原子力発電所にかかる新規制基準への適合性審査申請を行いました。現在、他の発電所と共通する論点について、実施可能なものからヒアリングが進められており、今後、敷地内破砕帯の評価も含め、審査が本格化していくものと認識しております。
- 安全対策工事については、審査と並行して鋭意取り組んでいるところですが、先行している発電所の審査動向を踏まえながら得られた知見を反映し、非常用ディーゼル発電機の燃料貯蔵設備である軽油タンクを新たに地下に設置する工事や、発電所内部の火災防護対策などの工事を追加実施することとしております。
- こうした工事量の増加を踏まえ、現在進めている安全対策工事全体の工程をあらためて評価した結果、平成29年4月の工事完了を目指して進めていくこととしました。なお、地域の皆さまからのご理解を得ながら、工事が完了する平成29年4月以降、準備が整った段階での再稼働を目指してまいります。
- 当社としては、今後とも、新規制基準への適合性とどまらず、原子力発電所のさらなる安全レベルの向上に向けた取り組みを、継続的に進めてまいります。

【東通原子力発電所に関わる安全性向上と再稼働に向けた取り組み】

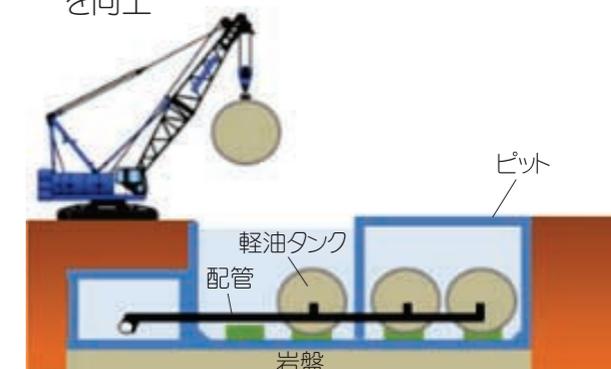


※1 安全対策工事のうち、新規制基準において定められた猶予期限5年の対策工事については、平成29年4月以降も工事を継続
 ※2 「使用前検査」とは、発電用原子炉施設の工事計画の認可または届出があったものについて、その工事計画や技術基準との適合性を確認するもの

先行する発電所の審査動向を踏まえた追加対策例

【軽油タンク地下化工事】

- 軽油タンクを地下化し、万一のタンク火災から周囲の重要施設を防護
- 竜巻などの自然災害からタンクを守り、非常用ディーゼル発電機(燃料/軽油)の信頼性を向上



岩盤上にピットを新設し、軽油タンクを据付

【火災防護対策工事】

- 従来の火災防護対策に加え、更なる改善・対策



火災感知器の多様化

自動消火設備の追加



どのような安全対策をしているの？

東通原子力発電所では、震災直後の緊急的な対策により「福島第一原子力発電所と同様な事故を起こさないレベル」を確保していると考えています。

引き続き、適合性審査にしっかりと対応していくとともに、新規規制基準への適合にとどまらず、より高いレベルの安全確保に向けて設備・人の両面から継続的に取り組みを進めていきます。



どのような追加工事をするの？

追加工事例として、軽油タンクの地下化工事を実施し、万一、火災が発生した場合でも、周囲の重要施設への影響を防ぎます。また、地下化により、竜巻や火山などの自然災害から軽油タンクを守り、軽油を燃料とする非常用ディーゼル発電機の信頼性を向上させます。

他にも、従来の火災防護対策（不燃性・難燃性材料の使用等）に加え、火災感知器の多様化や自動消火設備の追加設置など、火災防護対策を拡充し、早期感知・消火、影響軽減等を図ります。

【火災防護対策工事】

■同一場所に複数の異なる感知器を設置

■人力での消火が困難な場所に自動消火設備を設置



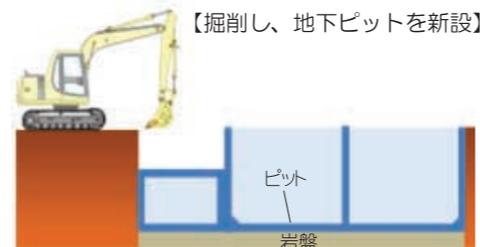
煙感知器 熱感知器



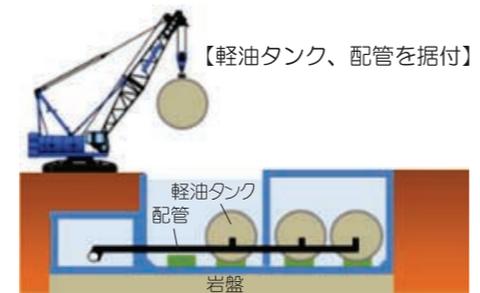
自動消火設備

【軽油タンク地下化工事】

■既存の軽油タンク(350kL×2基)と異なる場所を新たに掘削し、耐震性確保のため岩盤上にピットを新設。その中に軽油タンク(180kL×4基)を据付



【掘削し、地下ピットを新設】



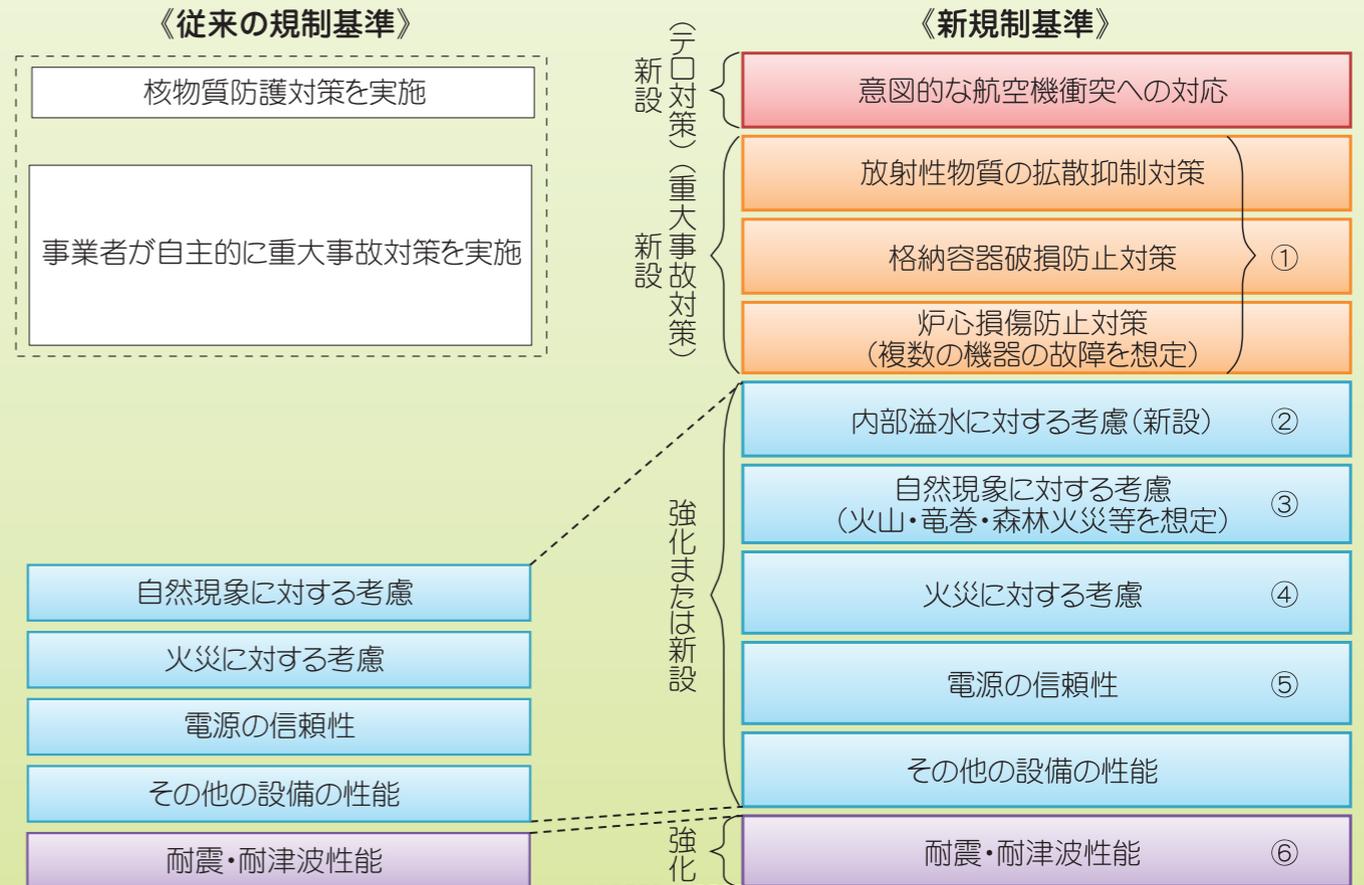
【軽油タンク、配管を据付】



「新規規制基準」とは？

東京電力福島第一原子力発電所の事故の教訓や海外の知見などを反映し、原子力施設の運転等の可否を判断するため、原子力規制委員会による原子力発電所の「新規規制基準」が平成25年7月8日に施行されました。

新たな基準では、重大事故を防止するための従来の基準を強化するとともに、万一、重大事故やテロが発生した場合に対処するための基準が新たに盛り込まれました。



主な安全対策のイメージ図

